

## 令和6年1月21日の暴風・波浪に係る被害に対する漁業経営サポート資金の適用について

令和6年1月21日に発生した暴風・波浪に係る被害は、養殖業者等の漁業経営に重大な影響をもたらしており、漁業経営の維持及び安定に向けた支援が緊急かつ重要な課題となっております。

宮城県はこのような状況を考慮し、「令和6年1月21日の暴風・波浪に係る被害」を漁業経営サポート資金が適用される災害等として指定（以下「指定災害等」という。）し、被害を受けた漁業者に対して資金繰りの支援を行います。

貸付条件等につきましては下記のとおりですので、御利用を希望される場合は取扱金融機関の窓口まで御相談ください。

### 記

- 1 対象者** 指定災害等によって漁業経営に影響が生じていることを融資機関が認めた漁業者
- 2 資金使途** 漁業経営の維持及び安定を図るために必要な運転資金
- 3 貸付条件**
  - (1) 貸付限度額 500万円又は指定災害等による漁業被害額のいずれか低い額
  - (2) 貸付利率 原則、無利子（対象者の状況により0.475%）
  - (3) 償還期間 2年以内（うち据置期間1年以内）
- 4 受付期間** 令和6年3月1日（金）から令和6年3月15日（金）まで  
※貸付は令和6年3月29日（金）までに実行

※ 令和6年4月以降については、資金の需要動向を踏まえ、令和6年度当初予算成立後、必要に応じて期間延長等の手続きを行います。

- 5 取扱金融機関** 宮城県漁業協同組合

※ 本資金を借り入れる場合には事前に金融機関による審査を受ける必要があります。

※ 別途、宮城県漁業信用基金協会への保証料が必要になる場合があります。詳細は金融機関に御相談ください。

### 6 お問い合わせ先

- |           |                      |                  |
|-----------|----------------------|------------------|
| 宮城県       | 水産業振興課企画推進班          | (☎ 022-211-2935) |
|           | 仙台地方振興事務所水産漁港部水産振興班  | (☎ 022-365-0192) |
|           | 東部地方振興事務所水産漁港部水産振興班  | (☎ 0225-95-7914) |
|           | 気仙沼地方振興事務所水産漁港部水産振興班 | (☎ 0226-22-6852) |
| 宮城県漁業協同組合 | 信用共済部融資審査課           | (☎ 0225-21-5715) |
|           | 融資金融センター             | (☎ 0225-21-5779) |
|           | 気仙沼金融センター            | (☎ 0226-26-4720) |